

兵庫県三木市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域 三木市全域



設定する区域は、平成２９年４月１日現在における行政区画における兵庫県三木市の行政区画とする。総面積は、概ね１万７千ヘクタール程度である。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）に規定する鳥獣保護区（１８０ヘクタール）及び兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観については、促進地域から除いている。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園・国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）は、本区域には存在しない。

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件等】

① 位置と地勢の概況等

三木市は、兵庫県の中南部東経135度の日本標準時子午線上に位置している。

地形的には、播磨平野に含まれ、市域を東から西に美嚢川が流れ、平野部を囲むように河岸段丘となだらかな丘陵が広がっている。市域は、東西に約22km、南北に20km、面積は176.51km²となっている。

気候は、瀬戸内式気候に属し、年平均気温15度前後、降雨量は年間約1,300ミリメートル前後で1年を通して比較的温暖な気候で過ごしやすい。

② 人口動向等

平成29年3月31日現在の住民基本台帳による三木市の総人口は、78,516人でその内15歳から64歳までの人口は、44,237人で全体の56.34%を占めている。65歳以上の人口は25,202人で32.10%である。

近年の人口動態の傾向は、自然動態、社会動態ともに減少の傾向で、総人口は年約0.5%ずつ減少している。とりわけ15歳から64歳までの人口については、約2.2%ずつ減少し、減少幅が大きい。

三木市では就職や結婚を機会に若年層が市外へ転出し、人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計値では、令和2年の人口は、74,424人と推定される。これに歯止めをかけ、将来にわたって活力あるまちづくりを進めるため、三木市創生計画「人口ビジョン・総合戦略」を定め、令和2年の人口目標を75,000人としている。

③ 交通環境

東西に山陽自動車道及び中国縦貫自動車道の高速道路が通過しており、市内には三木東IC・三木小野IC・吉川ICと3か所のICを有し、高速道路の利便性に恵まれている。四国方面へは、山陽自動車道の三木東ICから三木JCTを経て、神戸淡路鳴門自動車道を利用して、徳島まで約90分の所要時間となる。日本海方面へは、中国縦貫自動車道の吉川JCTを経て舞鶴若狭自動車道を利用して、舞鶴まで約80分の所要時間となる。全国的高速道路網が整備された現在、その結節点である三木市は、陸上交通の要衝となっている。さらに三木SAにスマートICの設置を三木市創生計画において計画中である。

また、大阪、神戸などの大都市、空港、港湾への所要時間は約1時間圏内にあり、大阪湾ベイエリアから阪神工業地帯、さらには播磨工業地帯にある大企業のバックヤード的な位置にあり、関連企業にとっても利便性が高い。

【既存産業の状況】

① 三木市の産業の特徴

〈製造業〉

三木市の金属製品製造業の歴史は古く、450年以上昔の戦国時代まで遡る。三木を治め

る別所長治と豊臣秀吉との合戦（三木合戦）により三木の地は荒廃した。この戦に勝利した豊臣秀吉は、この土地を復興させるため、大工や鍛冶屋を呼びよせた。迅速な復興をするため、鍛冶屋はより良い道具を作り出すよう努力した。この道具の品質の高さが後に全国で評判となり、三木の大工道具の生産が増大していった。このことが今日の三木市の地場産業である金属製品製造業の発展の礎となった。

特に鋸（のこぎり）のほか、鑿（のみ）、鉋（かんな）、鋏（こて）、小刀（こがたな）は、経済産業省より「播州三木打刃物」として伝統的工芸品の指定を受け、職人と言われる人物も多く、長年の経験で培った技と感覚をもった熟練工の手作業を交えた先端技術の製品が製造されている。

また、市内には「三木工場公園」と「ひょうご情報公園都市」の2つの工業団地がある。

「三木工場公園」は、昭和50年に開発した工業団地で、三木市で唯一の工業専用地域である。船舶用レーダー等を製造している企業をはじめ、先端技術を取り入れた地場産業の機械刃物を製造している企業など35社が操業しており、その内26社が金属加工関連企業である。三木市の地場産業である機械刃物関連の企業が多く、熟練工の経験を活かした新技術の開発にも積極的に取り組んでおり、現在は空き区画がない状況である。

「ひょうご情報公園都市」は、兵庫県企業庁が事業主体で、山陽自動車道に沿った全体計画面積が約390ヘクタールと広大な用地を有している。段階的な開発計画で、現在1工区の一部を開発し、産業用地57ヘクタールが整備され、食料品、精密機械、産業用機械器具を製造する企業など19社が操業し、今後1社が操業予定である。

〈農業〉

三木市の農業は小規模経営農家が多く、主に水稻単作となっている。「灘の生一本」の原料となる最高ランクの酒米「山田錦」の日本一の生産地として知られている。

また、都市近郊の利を生かして、花卉、野菜、果樹、酪農などにも取り組むほか、ハーブを活用した商品化する6次産業化への取り組みにも力を注いでいる。

〈観光・スポーツ〉

三木市は、国史跡として指定された「三木城跡及び付城・土塁」、国登録有形文化財である「旧玉置家住宅」や「旧小河家別邸」等の史跡や、西日本一多い25か所のゴルフ場、馬術の国民体育大会が開催される「三木ホースランドパーク」等のスポーツ施設など、市内には様々な観光資源がある。

また、市内の歴史・スポーツ施設など、魅力あふれる観光資源に磨きをかけ、観光施設をつなぐことで、市内の観光周遊を推進している。

【インフラの整備状況等地域の特色】

① 都市圏へのアクセス

三木市は、直線距離で神戸まで約20km、大阪まで約50kmの距離にあり、阪神都市圏から車で約40分でアクセスできる。市内には、山陽自動車道、中国縦貫自動車道、舞鶴

若狭自動車道の3路線が通過しており、山陽自動車道には、三木小野IC、三木東IC、中国縦貫自動車道には吉川ICがあり、市内のどこへでもアクセスが容易となっている。

また、鉄道、バスなどの公共交通も整備されている。

〈公共交通〉

鉄道については、神戸電鉄粟生線が南北に通っており、神戸、大阪方面へ約50分～80分で結ばれている。また、バスについては、神戸方面や近隣市町間を結ぶ路線バスと交通不便地域を巡回するコミュニティバスが運行している。

〈道路網〉

兵庫県の中央を南北に縦貫する国道175号を機軸に、国道428号及びそれを補完する県道や幹線市道によって周辺市町への広域連携を形成している。

② 整った住環境

三木市の居住世帯あり住宅数に占める持ち家率は、81.2%と北播磨・東播磨各市町の中でも高い。また、公営住宅は市営住宅が434戸、県営住宅が464戸、都市再生機構の賃貸住宅が464戸、合計1,362戸あり、住環境は比較的充実している。

③ 暮らしを支える社会資本

上下水道（上水道普及率99.9%、下水道普及率97.9%）公共施設（特別養護老人ホーム、老人福祉施設、保育所、幼稚園・小学校、中学校、高等学校、大学、文化会館、総合スポーツ公園）など市民生活を支える生活基盤、社会資本が整っている。

④ 人材を育成する教育機関

三木市には、以下の高等教育機関があり、次代の地域を担う多くの人材を育成、輩出している。

三木市内には、大学が1校と高等学校が4校ある。三木高校では、国際総合学科があり、英語力を土台に多様な進路実現に対応するとともに新たな知識を積み重ね、新たな価値を生み出せる人材育成を目指している。また、三木東高校では、地域の歴史や伝統から和の文化を学ぶ科目群や地域の伝統産業から起業家精神について学ぶ科目群など特色ある科目群を設置しており、地域と結ぶ総合学科を目指している。また、隣接の神戸市、小野市にも多くの高校がある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

三木市は、雇用者数、売上高、付加価値額の約3割を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造となっている。特に製造業中の金属製品製造業の割合は高く（製造業付加価値額の約25%）、その高い金属加工技術を伴った中小企業が集積している強みを活かし、成長性及び持続性の高い産業への参入を後押しするとともに、三木市の魅力である金属製品を世界に発信することで産地としての付加価値増加及び質の高い雇用の創出を目指す。また、本地域は製造業と関連の深い卸売業も多く、付加価値を創出しており（全産業の約30%）、製造業と卸売業の連携による材料から流通までの一貫した製造流通体制を構築していくことで、より一層の産地産業の強化を図る。また農業分野において、三木市の特産品である酒米山田錦やハーブ等の三木産農産物の生産拡大を図り、魅力的な産業として成長させていく。あわせて年間100万人を越えるゴルフ場利用客を市内観光に誘導していくことで交流人口の増加を狙うとともに、ゴルフプレーを楽しむだけでなく、宿泊や、地域資源である金物製造や酒造り体験などを掛け合わせ、三木市の強みを活かしたインバウンドゴルフツーリズムの推進により海外からの誘客を図り、地場の工業製品の購買や地域の活性化につなげていく。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり平均48.37百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を7件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進地域で1.5倍の波及効果を与え、促進地域で5億円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	500百万円	

(算定根拠)

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	—	7	

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が4, 837万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス-活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度で1%以上増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。

③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし

(2) 区域設定の理由

なし

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①三木市の金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

②三木市の山田錦やハーブ等の特産物を活用した農業分野

③三木市の三木城跡、ゴルフ場等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野

(2) 選定の理由

① 三木市の金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野

三木市は平成24年経済センサスによると、雇用者・売上高・付加価値額の約25%が製造業となっている。また、平成26年工業統計調査によると、金属製品製造業（102事業所）は事業所数の42.3%、製造出荷額等の15.7%を占めている。RESASの分析によると付加価値額の特化係数が8.08となり、三木市は製造業の中でも特に金属製品製造業を中心とした経済構造となっている。市内には高い金属加工技術等を伴った中小企業が集積し、金属製品の製造・出荷に欠かせない鉄鋼、木材・木製品・非鉄金属等の関連製造業や卸売業と一体となった経済活動が展開されている。

金属製品製造業のうち、特に「手引きのこぎり・のこ刃製造業」は、平成24年経済センサスの製造出荷額では全国シェア約30%余りを占めている。平成8年には鋸（のこぎり）のほか、鑿（のみ）、鉋（かんな）、鋸（こて）、小刀（こがたな）の五品目が「播州三木打刃物」として国の伝統的工芸品の指定を受けているほか、三木市及びその隣接市町村で生産される切削工具等は、「三木金物」として国の地域団体商標（地域ブランド）を取得している。

三木市では、「三木金物」のブランド力を高め、仕事の創出と担い手の育成を図りながら若者の定住に繋げるため、平成28年度から「みきかなもんプロジェクト（令和2年度予算額800万円）」を立ち上げ、大きく分けて2つの事業を柱に事業展開を行っている。1つは三木金物トータルコーディネーターを選任し、三木金物の強みを活かした効果的な情報発信や仕組みづくりを行う「三木金物トータルコーディネーター事業」であり、もう1つは市内の金物事業所の海外市場開拓を支援する「海外進出戦略事業」である。

「三木金物トータルコーディネーター事業」は、三木金物のブランド化及び高付加価値化に対し取り組むべき具体策（金物企業の工場見学をメインに、ゴルフや観光スポットを組み込んでツアーを行う「鍛冶屋ツーリズム」等）を産地関係者と協議し、推進していくことで、将来的には「金物を製造する、もしくは実際に使用する世界中の職人が一生に一度は訪れたい憧れの地 三木」を目指していく事業である。

「海外進出戦略事業」では、市内事業者が新製品の開発や新たな販路開拓を行うため、事業者に対して海外の展示会への出展の支援を行っている。平成28年度にはアメリカ最大手の木工道具・機械販売企業のWOODCRAFTが年1回開催するウッドクラフト（アメリカ）への2社の出展、また台湾最大かつアジアにおけるハードウェアの主要見本市である台湾五金展（台湾）へ8社の出展や、世界最大の総合展示会であるアンビエンテ（ドイツ）へ4社の視察を支援している。さらに平成29年度には台湾五金展へ20社の出展、ケルンハードウェアショー（ドイツ）への8社と1団体の出展を支援している。

その他、金物産業に係る産業振興イベント「三木金物まつり（令和2年度予算2,200万円、令和元年度来場者数168,000人）」や、産地組合との共催による「三木金物博覧会 鍛冶でっせ！（令和2年度予算250万円、令和元年度来場者数7,000人）」など、三木金物を全国に発信するイベントも行っている。

また、製造出荷額の割合が15.7%と金属製品製造業と同率の食料品製造業は、平成21年工業統計調査での出荷額は105億1,341万円、平成26年工業統計調査では275億2,028万円と大幅に増加しており、伸び率は261.8%である。市内の製造業としては出荷額2位であり、金属製品製造業とともに地域を大きく牽引している。

市内には、良好な水質など恵まれた地域資源を背景に、ヨーグルト及び乳酸菌飲料の生産額において、約15%で国内シェア2位の飲料メーカーの大規模な工場をはじめとして、同じく食酢出荷額において約40%のトップシェアを占める食酢メーカーの工場等が立地している。また、それぞれの企業が独自で工場祭や工場見学等の地域密着型の社会貢献活動を行うことで、事業者の認知度や地域活性化の向上につながっている。

三木市は、金属製品製造業や食料品製造業をはじめとする事業者に対して、設備投資の補助を行う設備投資促進補助金（令和2年度予算額4,000万円）、新たな工場の新設や増設にかかる固定資産税・都市計画税を助成する工場等新設助成金、市民の雇用創出に対し助成する雇用助成金、水道又は電気料金助成金（令和2年度予算額9,612万円）による支援を行い、市内製造業の活性化を促進していく。

② 三木市の山田錦やハーブ等の特産物を活用した農業分野

日本酒造りに用いられる酒米「山田錦」は、大粒で米の中心に心白がありタンパク質が少ないため、酒の雑味が抑えられ、至高の日本酒を生み出す最高の原料である。三木市の「山田錦」の生産量は約6,000tで、全国生産量の約15%を占める日本最大の産地である（平成27年「三木市山田錦出荷実績の推移」）。また、三木市の令和元年度の作付面積の比較では水稻が全体の82.5%となり、そのうち73.4%を「山田錦」が占めている。

また、三木市産「山田錦」を用いて醸造した日本酒が、令和元年6月にフランスで開催された「kura Master 2019」に出品され、720銘柄の日本酒の頂点となる「プレジデント賞」をはじめ「審査員賞」・「プラチナ賞」等の多くの賞を受賞するなど、三木市の酒米「山田錦」は国内外から高い評価を得ている。

三木市では、山田錦生産農家の生産意欲の向上と生産拡大を図るため、山田錦の作付面積に応じて支援を行う山田錦グレードアップ支援事業（令和2年度予算額1,655万円）や、山田錦生産農家が農業経営の改善をするために必要な施設や機械の購入を助成する認定農業者等支援補助金（令和2年度予算額1,000万円）により、市内での山田錦生産農家の育成や、農業所得の向上による持続可能でたくましい農業の創出を図っている。

また三木市は、農業分野における新たな取り組みとして、平成23年4月より「ハーブ」を新たな特産品として全国に発信する「ハーブ産業創出事業」を実施している。その担い手として、市は「株式会社みきヴェルデ」を支援している。

株式会社みきヴェルデは平成24年4月に三木市とハーブ栽培を行う地元農家グループ、ハーブ加工を行うボランティアグループで設立された「三木市ハーブ産業推進協議会」が平成27年11月に法人化したものである。ここでは、ハーブの栽培から加工・販売を行う6次産業化を進め、地元産のハーブを用いた「レモングラスティー」、「パウンドケーキ」、地元高校生との共同開発による「バジルパスタ」等の商品開発を行い、新たな特産品として観光施設や物産店でPR・販売している。また、株式会社みきヴェルデは「北播磨 農と食の祭典」や「とっとりバーガーフェスタ」など全国の食にまつわるイベント等にも積極的に出展している。平成26年度の販売額1,200万円に対し平成27年度は1,397万円と、売上も増加しており、三木市とともにハーブを活用した三木産農産物の魅力を発信している。

三木市は今後も山田錦やハーブ等の特産品を筆頭に、三木産農産物の魅力発信に努め、また生産農家への支援を行い、農業分野の振興に努めていく。

③ 三木市の三木城跡、ゴルフ場等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野

三木市の総入込客数は492万人（平成27年度兵庫県観光客動態調査報告書）で、兵庫県北播磨地域において最も多い入込客数である。中でも三木市の観光施設である「道の駅みき」の入込客数は、平成26年度は32万人、平成27年度は37万人と増加している。

歴史的な観光資源として代表的なものは、平成25年3月に国史跡として指定された「三木城跡及び付城跡・土塁」である。これは後に羽柴秀吉によって鳥取城や備中高松城などでも行われた広範囲に堅固な包囲網を形成させる攻城戦の最初の事例であり、戦国期の合戦の過程や全容を具体的に把握する上で重要な史跡である。また、国指定重要文化財である「伽耶院（がやいん）」や「東光寺」、国登録有形文化財である「旧玉置家住宅」や「旧小河家別邸」、また兵庫県で初めて登録された国の登録有形民俗文化財である「播州三木の鍛冶用具と

製品624点（三木市立金物資料館所蔵）」などが存在する。

また、三木市はゴルフ場25か所を所在する西日本一ゴルフ場が多いまちであり、ゴルフ場年間来場者数も総入込客数の4分の1にあたる約100万人を越えている（平成27年度兵庫県観光客動態調査報告書）。中でも平成30年度には女子ツアーが3大会開催されるなど、これは全国の市町村の中で一番多い。

他にも市内には、馬術を中心とした競技場やキャンプ場などがある「三木ホースランドパーク」、フェドカップやデビスカップなど国際規模のテニス大会が開催可能な国内最大級の屋内テニスコート「ブルボンビーンズドーム」を含む広域公園である「兵庫県立三木総合防災公園」、日本初の本格グランピングができる大型複合リゾート施設である「ネスタリゾート神戸」などの観光・スポーツ関連施設がある。

三木市では、歴史的な観光資源を活用した事業として、旧玉置家住宅及び旧小河家別邸を中心に市内を周遊する「みっきいハイキング」や、「みき歴史資料館」等の観光施設をめぐるスタンプラリーなどを実施している。

また、ゴルフ場の活用では、三木市ゴルフ協会とともに「三木市レディースゴルフトーナメント」を開催し、「プロゴルファーが育つまち三木」を発信しているほか、市内25か所のゴルフ場による合同スタンプラリー（令和2年度予算額1,580万円）を実施しているほか、平成28年度には1,000人コンペ、平成29年度には10,000人コンペを実施し、市内入込客数の増加につなげている。

また、交通インフラの面では、今後計画されている三木SAでのスマートIC設置により高速道路利用者を市内の観光施設や中心市街地へ誘引し、観光のまちとして地域の活性化を図っている。

さらに、ゴルフプレーを楽しむだけでなく、宿泊や、地域資源である金物製造や酒造り体験などを掛け合わせ、三木市の強みを活かしたインバウンドゴルフツーリズムを推進するため、点在する地域資源をつなぐプラットフォームを構築し、訪日外国人のニーズに合わせた旅行プラン作成等のマッチング支援等を、三木市ゴルフ協会や北播磨広域観光協議会等と取り組むことにより、海外からの誘客を図る。

以上のように、歴史的な観光資源・スポーツを活用した観光資源・交通インフラの整備、インバウンド戦略の推進等多角的なアプローチを行い、今後入込客数をさらに伸ばし、市内の経済効果に波及させていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして、金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野、山田錦やハーブ等の特産物を活用した農業分野、三木城跡・ゴルフ場等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野を支援していくため、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 企業立地促進条例

産業の振興と雇用機会の創出を図るため、一定の要件を課した上で、固定資産税・都市計画税の全額助成、雇用助成、水道又は電気料金助成に関する優遇措置を継続して行う。

② 地方創生関係施策

平成30年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①金属製品製造業、食料品製造業等の産業の集積を活用した成長ものづくり分野、②山田錦やハーブ等の特産物を活用した農業分野、③三木城跡・ゴルフ場等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援をする予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図るため、行政や公的機関などが業務で蓄積した情報のオープンデータ化に関する取組を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

三木市産業振興部商工振興課内において、事業者の抱える課題解決のための相談に対応する。事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、国・県等の関係機関にも相談した上で対応する。

また、兵庫県庁産業労働部内に事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 三木市中小企業サポートセンターによる支援

三木市は、三木市中小企業振興条例に基づき市内の中小企業者、創業・開業希望者、農業6次産業化をめざす農家・農業法人などを対象に無料の相談窓口を設置し、中小企業の経営革新、経営改善、新製品開発、事業継承、創業等を総合的に支援している。

② 人材育成

中小企業大学校関西校及び関西国際大学において実施する中小企業の育成と発展を目的とする人材育成講座の受講料を助成し、企業の経営安定や人材育成を支援する。

③ 三木金物産業に特化した支援

三木金物の後継者不足による伝統的製造技術の消失を防ぎ、継承・保存し、三木金物の持続的発展を図るための次代を担う後継者を育成する事業者を支援するほか、三木金物の伝統技術を継承し、次代を担う伝統工芸士や技術者、指導者を育成する事業を支援する。

④ 中小企業への支援

特許権等の取得を行おうとする中小企業者の出願に要する費用の一部を助成し、新製品や新技術の開発等の技術支援を行う特許権等取得助成事業や、市内の中小企業者の設備投資を喚起するため、機械・設備などの導入費用の支援を行う中小企業者等設備投資促進事業、市内中小企業者に低金利による事業資金の貸付を斡旋することにより、事業の健全な発展と円滑化を図り地域産業を振興する中小企業融資対策事業等により中小企業を支援する。

⑤ 三木市ふるさとハローワークによる支援

地域住民の就労を積極的に推進し、地域に密着した行政サービスハローワーク西神と連携し、職業相談・紹介や求人情報の提供、労政関連諸制度の啓発等を行う。

⑥ インフラの整備

高速道路利用者を市内へとスムーズに誘導するため、市内の山陽自動車道に直結する三木SAにスマートICを設置する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30～令和4年度	令和5年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 企業立地促進条例	12月議会に条例案提出・審議・施行	運用	運用
② 地方創生関係施策	制度検討	制度検討	制度検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
情報処理の促進のための環境の整備	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境整備の提案への対応	相談対応開始	運用	運用
【その他】			
① 三木市中小企業サポートセンターによる支援	運用	運用	運用
② 人材育成	運用	運用	運用
③ 三木金物産業に特化した支援	運用	運用	運用
④ 中小企業への支援	運用	運用	運用
⑤ 三木市ふるさとハローワークの支援	運用	運用	運用
⑥ インフラの整備	準備段階調査	調査・事業実施	事業実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

ひょうご・神戸投資サポートセンター等による工業団地への優良企業の誘致活動を行うとともに、兵庫県立工業技術センターによる新製品開発等の技術支援も行う。また、三木市中小企業サポートセンターを窓口として、事業承継や企業マッチング等地域企業の内発的産業の活性化を図るほか、本市において創業を希望する者に対しては、産業競争力強化法に係る創業支援事業計画（平成26年3月20日認定）に基づき、市、市内金融機関、三木商工会

議所、吉川町商工会、三木市ゴルフ協会、北播磨広域観光協議会等が連携して支援を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の内容及び実施方法

① ひょうご・神戸投資サポートセンター

進出意向のある企業に対して、ひょうご情報公園都市をはじめとした市内事業用地の情報を提供する。

② 兵庫県立工業技術センター

市内の企業に対する技術支援、材料開発などの指導や移動工業技術センター、巡回技術指導、機器利用研修等を通じて、新技術の開発に取り組む。

③ 市内金融機関（兵庫県信用組合三木支店）

経済産業省・総務省認定の特定創業支援事業として、市及び三木商工会議所・吉川町商工会と連携して「けんしん創業塾」を行い、創業者へ支援施策情報等を提供することでスムーズな事業化を支援する。

④ 三木商工会議所・吉川町商工会

新入社員ビジネス講座、商業簿記講座等の講座や講習会を開催するとともに、ものづくりスクール、経営革新塾、先進地視察等の経営安定化事業を行い、企業の人材育成や経営安定の支援をする。

若年者、新規学校卒業予定者（大学・短大・高専・高校・専修学校等）及び一般求職者に対し、企業との就職面接会を実施する。

⑤ 三木市ゴルフ協会

市内25か所のゴルフ場が加盟する三木市ゴルフ協会は、ゴルフトーナメント開催によるゴルフ振興、スタンプラリーを活用したゴルフ場の利用促進など、ゴルフ場の活性化やPRに取り組む。

⑥ 北播磨広域観光協議会

地域資源であるゴルフ場と地場産業、観光を組み合わせた北播磨地域ならではのインバウンドを推進するため、海外の旅行会社が参加する商談会への出展や情報発信など誘客促進活動を展開する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

三木市では、「誇りを持って暮らせるまち三木」を目指した取り組みを進めている。近年の環境問題は、地域から地球規模までを含めたものとなり、多様化、複雑化している。

平成19年12月に策定された三木市総合計画との整合性を図り、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、「三木市環境総合計画」を策定し、市民、事業者、行政が連携し、みんなの行動で「持続可能なうるおいのあるまち」を目指し、かけがえのない環境を次世代に引き継いでいく。

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

1 地域犯罪防止力の向上

三木市では、地域における犯罪抑止力を高めていくため、子どもの登下校時を見守る「人の目の垣根隊」や住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校など関係機関との連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて、広報紙や三木安全安心ネット等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進、自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

2 安全な市民生活の確保

① 兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層高め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行した。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

ア. 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラ、防犯灯、街路灯等を設置する。道路、公園、事務所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

イ. 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

ウ. 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

エ. 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

オ. 地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を装備した自主防犯活動車（いわゆる「青色防犯パトロール車」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動に取り組む。

カ. 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

- ② 地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。
- ③ 地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図っていく。
- ④ 今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、三木警察署、三木市防犯協会等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

(3) その他

P D C A体制は、三木市産業振興部商工振興課において、本計画及び承認地域牽引事業の実施状況の取りまとめを行い、毎年9月に関係団体の代表による検討会を開催し、効果の検証と当該事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47

号) 附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針(以下「新基本方針」という。)に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて基本計画(以下「新基本計画」という。)を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

(新基本方針に基づいて新基本計画を令和 5 年度中に作成する予定である。そのため、令和 5 年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和 5 年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和 5 年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。)